

沖繩県の社会教育・文化施設等の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年十一月二十五日

喜屋武眞榮

参議院議長 安井 謙殿

沖繩県の社会教育・文化施設等の整備に関する質問主意書

一 沖繩県の社会教育施設等の整備について

沖繩県の社会教育・社会体育施設に対する国の補助率は、学校教育施設等に対するそれと比べて低いと、地方公共団体の財政負担が過重となり、その整備が遅れ全国や類似県と比較して格差が依然として大きい。例えば、市町村の社会教育の拠点としての公民館についてみると、昭和五〇年現在で都道府県当たり施設数全国平均三三五館・類似県平均二〇五館に対し、沖繩県は一三館、社会体育施設についても全国平均四二二か所・類似県平均二三六か所に対し、沖繩県は一一一か所にすぎない。

そこで、沖繩振興開発特別措置法の立法趣旨に則り、社会教育・社会体育施設の整備についても、同法第五条(国の負担又は補助の割合の特例等)の中に含め、義務教育施設等並みの十分

の九の補助をすべきものと考えるがどうか。

二 沖縄県立総合文化センターの設立について

沖縄県内にあるすぐれた有形・無形の民俗文化財等の収集・展示・公開の場としての文化センターの設置は県の内外から強い要望がある。沖縄県当局もその要望に応えて、昭和五二年度から文化センター設立審議会を発足させ、その機能や設置場所等について検討を進めている。

沖縄県は祖国復帰後すでに五年も経過しているが、未だに文化施設の整備が遅れ、県内の文化施設としては、県立博物館、県立図書館があるにすぎない。かかる状況にかんがみ、沖縄県立総合文化センターの早期設立を図るために、この事業を復帰記念事業として位置づけ、財政上の特別の配慮をすべきものと考えるがどうか。

右質問する。